

防府市立小・中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

防府市教育委員会

目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 6
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 10

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市では、これまで「教育職員が児童生徒としっかり関わる時間の創出」や「教育職員のワーク・ライフ・バランスの実現」等、教育の質の向上と、持続可能な学校の指導・運営体制を構築することの両輪から働き方改革を進めるため、山口県教育委員会策定の「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」をもとに、各学校や県教育委員会と連携しながら、取組を進めてきた。

これまでの取組により、ICTの活用による業務の効率化や外部人材の活用等が進み、時間外在校等時間が小・中学校ともに減少するなど、一定の成果があがっているが、依然として多くの教育職員が時間外在校等時間の上限を超えて勤務している状況にあり、学校における働き方改革は喫緊の課題である。教育職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教育職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教育職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようにすることが重要であり、そのことを常に原点としながら改革を進めていくことが求められている。

防府市教育委員会としては、子どもたちに質の高い教育活動を行うことができる環境をめざし、学校における働き方改革がより実効性のあるものとなるよう、これまでの取組の成果と課題を整理し、今後の学校における働き方改革の方向性を取りまとめるとともに、教育職員の業務量の適切な管理の徹底と業務改善の一層の推進により、時間外在校等時間のさらなる縮減を図るため、本計画を策定する。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和6年4月に改訂された「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」をもとに、教育職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合	年360時間超の割合
小学校	月35.0時間	30.8%	3.8%	53.4%
中学校	月40.3時間	37.1%	6.7%	64.1%

- 時間外在校等時間が1箇月に45時間を超える割合が小・中学校ともに30%超であり、1年に360時間を超える割合が50%超とかなり多い状況である。学年・学級業務や校務分掌などの業務への負担感が大きくなっており、業務の見直しを図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうした状況を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 時間外在校等時間が1箇月について45時間以下、1年について360時間以下の教育職員の割合を100%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 定期健康診断及び精密検査の受診率を100%に近づける

【定期健康診断：100%、精密検査：71.2%】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【13日】
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にする【66.7%】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者を5%以下に減少させる【9.5%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす

3 計画の期間

令和8年度 ～ 令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 業務の見直し・効率化

ア 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・ 放課後から夜間における児童生徒の見守りの体制については、学校運営協議会や地域協育ネット等関係団体と学校とが認識を共有するとともに、整備に向け協議する。
 - ・ 補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについての認識を共有する。
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 教材費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化について研究する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 令和10年度末までに、市長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口等の設置等について検討するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の構築をめざす。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・ 校務支援システムの機能等の活用により、県・市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- 体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・ 体育館の地域開放施設の管理業務について、市教育委員会において令和10年度末までを目途に外部委託等管理のあり方を検討する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
 - ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置する。

- ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等の活用により、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を年3回以上とし、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
 - ・ 市教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
 - ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

イ 事業・校務等の総点検と精選

① 各種会議・諸調査の精選・簡素化

- 市教育委員会各課が開催する会議等の一体的な開催や各課による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合の実施
- 教育職員を対象とした各種会議・諸調査の年間スケジュールを作成し、各学校に配付

② 教育関係団体等への協力依頼

- 学校に対する調査や参加・協力依頼及び生徒・保護者等への配付物依頼の精選・簡素化について、教育関係団体等への協力依頼

ウ 校務支援システムの運用

① システム運用に係る学校へのサポート

- ヘルプデスクを活用し、円滑な運用に向けたサポートの実施

エ 校務におけるICTの活用促進

① ICT機器を活用した教育職員の業務の効率化

- 業務へのICTの積極的な活用の推進
 - ・ 自動採点システムの導入を促進する。
 - ・ ICT及び統合型校務支援システムの活用や生成AI等の先進技術を効果的に取り入れることで、教材作成や評価文作成等の効率化を進める。
- Web会議システム等を活用した会議や研修会の実施
 - ・ 校長研修会や職位別研修会をはじめ、多くの会議や研修会について、Web会議システム等を活用し、オンラインで開催する。
- 職員会議等でのペーパーレス化のさらなる推進
- 学校から家庭に配付する文書やアンケート等の電子化の推進

② 教育職員のICT活用指導力向上に向けた支援

- 教育職員の業務の効率化につながるサポート体制を充実
 - ・ 県ウェブサイト「やまぐちICT新たな学びラボ」（通称：YAMA-LABO）において、授業映像や授業で役立つICT教材等の学びの充実につながる情報を紹介し、活用を促す。

オ 学校・教育職員が担う業務の在り方の整理と保護者・地域への理解促進

- 学校・教育職員が担う業務の役割分担等の検討
 - ・ 各学校において、「登下校への対応（見守り等）」や「学校行事等の準備・運営」を地域人材の協力を得て実施するなど、学校・教員が担う業務について、学校運営協議会等で検討する。
- 学校運営協議会やPTAを通じた保護者・地域への理解促進
 - ・ 学校運営協議会等で熟議を実施する。
 - ・ 毎年度末に、県教育委員会が作成する働き方改革に係るリーフレットを配付し、学校運営協議会やPTA会合等での活用を促進する。
- 新たな役割分担に沿った業務の推進
 - ・ 「学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務」について、学校運営協議会等で検討し、地域人材の協力を得て校内清掃を行うなど、役割分担を進める。

(2) 勤務体制等の改善

ア 勤務時間管理の適正化と継続的な状況把握

- ICカードを利用した勤務時間管理システムの活用
- 時間外在校等時間の継続的な把握に基づく、働き方改革推進のPDCAサイクル
- 年3回実施する校長・教頭との面談において、各学校の時間外在校等時間の状況や働き方改革に係る取組状況についてヒアリングを実施し、各学校における業務量の適正化・平準化及び教育職員の意識改革の働きかけ
- 市教育委員会が教育職員の時間外在校等時間の全市的な状況について把握し、各取組の進捗状況を踏まえ、講ずべき手立ての検討

イ 意識改革を図る研修の充実

- 学校における働き方改革に係る研修の充実
 - ・ 「教育職員意識調査」の作成及び回答・集計や、グラフ化された分析資料の作成等を簡便に行えるように、関係のシート等をパッケージ化し県教育委員会が作成した「働き方改革 現状分析ツール」を活用し、各学校における校内研修の充実に支援する。
- 職位別研修会の充実
 - ・ 基本研修の中で、学校における働き方改革の内容・視点を盛り込んだ研修を、

職位別に応じて実施する。

ウ メリハリのある働き方のルール化

- 時差出勤の設定
 - ・ 長期休業期間中の「時差出勤」（公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分又は1時間、早くする又は遅くする制度）を継続実施する。
- 最終退校時刻の設定
 - ・ 教育職員の長時間勤務の改善、時間管理の意識を高めしていくため、各学校において「最終退校時刻」を設定する。
- 定時退校日の設定
 - ・ 学校全体での時間外在校等時間の削減を図るため、学校ごとに月当たり2日以上上の「定時退校日」（一斉退校日）を設定する（定期テスト中に定時退校期間を定める等）。
- 学校閉庁日の設定
 - ・ 長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、8月10日から8月16日までの7日間、学校閉庁日を継続実施する。
※ 閉庁期間中は、保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外活動等の児童生徒の活動は行わない。
- 在宅勤務（テレワーク）の環境整備の検討
 - ・ 長期休業中の自宅での在宅勤務について、テレワーク等の環境整備に関し検討を行う。

(3) 学校支援人材の活用

ア コミュニティ・スクールの仕組みの活用

- 多様な人々による熟議・協働活動の促進
 - ・ 「熟議サポート」による熟議開催の支援を行う。
 - ・ 地域ぐるみの教育活動を推進する。
- 人材（コーディネーター）の養成及び活躍の場の創出
 - ・ 養成講座やステップアップ講座を受講した人材が、学校間の連携や地域の支援者との連携調整等を行うコーディネーターとなり、地域連携教育を担当する教員が担っていた業務の負担を軽減する。

イ 教員業務支援員の配置

- 教員業務支援員の配置・支援
 - ・ 長時間勤務の実態が認められる小・中学校や「学校における働き方改革を中心となって推進する学校」と市教育委員会が位置付ける小・中学校に、教員業務支援員を配置する。

- ・ 教員業務支援員の効果的な活用事例等を各学校に情報提供する。

ウ ICT活用教育推進員の配置

- ICT活用教育推進員の配置と派遣
 - ・ ICT活用教育推進員を定期的に学校に派遣し、教員の日常的なICT活用をサポートすることで、教員の負担を軽減する。

(4) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(5) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ 50人未満の学校も含め、すべての小・中学校でのストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場状況や勤務環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和9年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進する。
- ・ テレワークの導入について令和8年度中に検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係

部局・関係機関とともに取り組む。

- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校に対し本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。